

抜粋

資料5

日 薬 発 第 60 号
令和 6 年 5 月 28 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫
(会長印省略)

公益社団法人日本薬剤師会 第 104 回定時総会の開催について

公益社団法人日本薬剤師会第 104 回定時総会を、下記により開催しますので、お知らせいたします。別添の通り、各代議員宛に招集通知及び資料を発送いたしましたので、併せてご報告いたします。

記

第 104 回定時総会

日 時：令和 6 年 6 月 29 日（土）	10：00～17：40
※代議員懇親会	18：00～20：00
令和 6 年 6 月 30 日（日）	9：30～15：30

場 所：【1日目】【2日目】ホテルイースト 21 東京 [1階]「イースト 21 ホール」
※代議員懇親会会場は 3 階：永代の間となります。

住 所：東京都江東区東陽 6-3-3 （案内図参照）

電 話：03（5683）5683（代表）

議 題：別紙議案書のとおり

※本会では 5 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、クールビズを実施しておりますので、総会当日は軽装でのご出席をお願い申し上げます。

以上

ホテル イースト21東京
〒135-0016
東京都江東区東陽6-3-3
TEL.03(5683)5683(代)

各交通機関のご案内

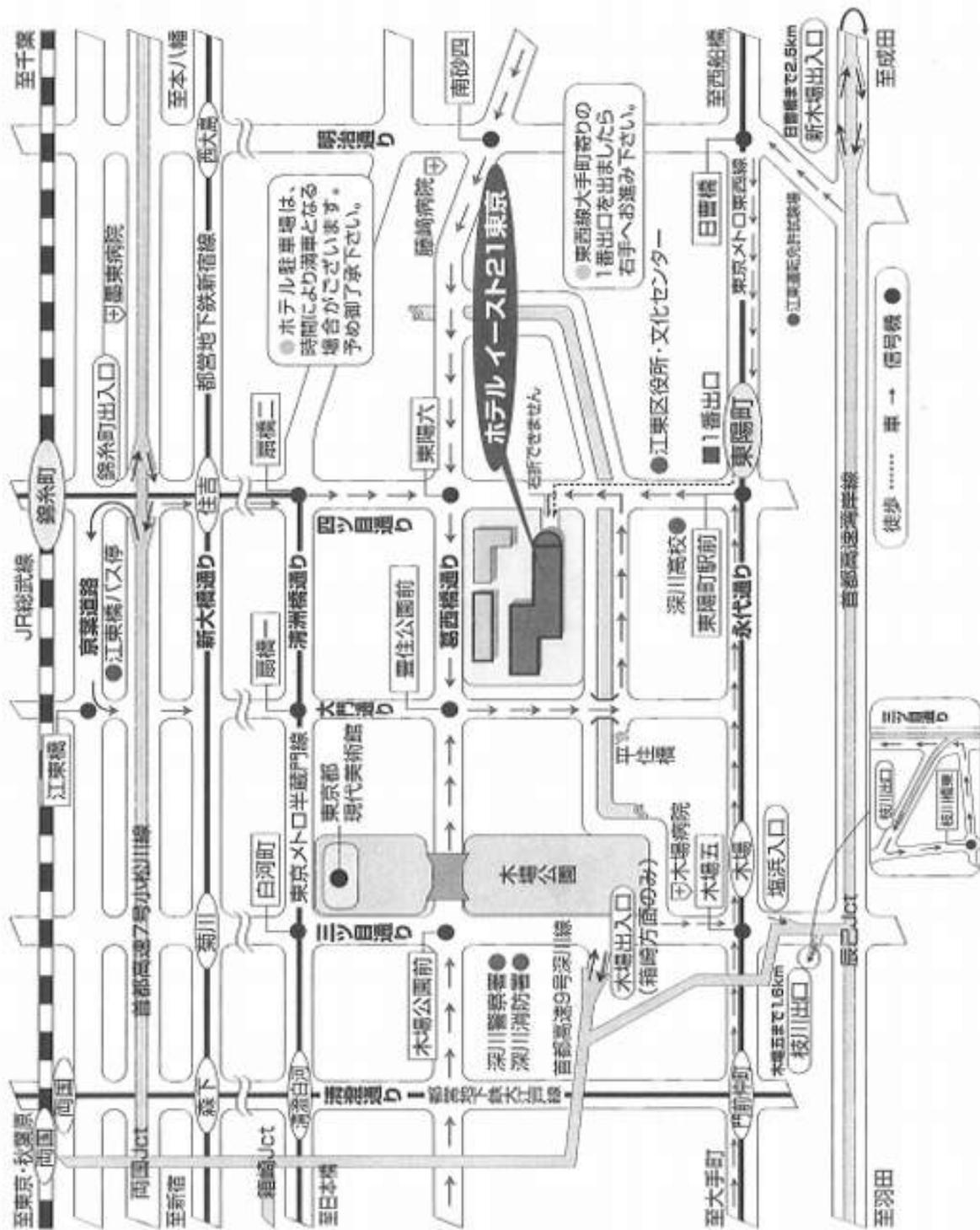
- 地下鉄
- 東陽町駅(東京メトロ東西線)下車徒歩7分
大手町通りの1番出口より右手へお進み下さい。
 - ホテル内東陽町駅(東京メトロ東西線)・新木場駅(東京メトロ有楽町線)・JR東陽町駅(京浜東北線)の3駅が、東陽町駅としておなじみ(併設中)のバスを運行しております(併設中)。
 - 住吉駅(東武東上線)・東京メトロ半蔵門線)下車
バス10分(東武東上線/東陽町駅・東陽町北口行: 東陽橋(東京イースト21)下車)
JFバス
● 東陽町(東陽橋)下車バス15分
● 東陽町駅より10分

高速出入口

 - 首都高速7号線 新木場出入口
 - 首都高速湾岸線 新木場出入口
 - 首都高速湾岸線 木場出入口(東陽橋0分)

リムジンバス

 - 成田・羽田空港へホテル内、リムジンバスを運行しております。(有料・要予約)



第104回定時総会 議事進行予定表

令和6年6月29日(土)～30日(日)

(第1日)

10:00	開会の辞
10:05	仮議長登壇
10:10	点呼・開会宣告・議事録署名人指名
10:15	正副議長選出
10:45	正副議長登壇
10:50	議事運営委員長日程説明
10:55	薬剤師綱領唱和
10:58	会長演述
11:10	報告第1号 令和5年度会務並びに事業報告の件 議案第1号 公益社団法人日本薬剤師会定款一部変更の件 議案第2号 令和5年度決算承認の件 (決算委員長報告) (監事 会務並びに会計監査報告) 議案第3号 理事選任の件 議案第4号 監事選任の件 議案第5号 選挙管理委員会委員委嘱の件
12:00	重要事項の経過報告(仮題) ①能登半島地震への対応等、②薬剤師・薬局を巡る議論、③診療報酬(調剤報酬)・薬価等・介護報酬改定、④政府方針等の動向、⑤医薬品提供体制への取組み、⑥薬局DXへの取組み、⑦医薬品の安定供給、⑧医薬品関連制度への対応等、⑨薬剤師・薬局関連事項、⑩予算・税制改正等、⑪薬学教育関連事項への対応、⑫薬剤師の生涯学習支援、⑬その他
12:40	昼食 [議事運営委員会]
13:20	ブロック代表質問・1人20分(質問・再質問、答弁時間含) 10分 1鈴、15分 2鈴、18分 3鈴、20分 連打 ①東京 ②東北 ③関東 ④近畿 ⑤東海 ⑥北陸信越
15:30	休憩(20分)
15:50	ブロック代表質問続き・1人20分(質問・再質問、答弁時間含) ⑦中国 ⑧大阪 ⑨四国 ⑩九州 ⑪北海道
17:40	◎18:00～20:00:代議員懇親会(3階:永代の間)
20:00	散会

(第2日)

09:30	一般質問・1人6分(質問・再質問、答弁時間含、関連質問(5分)可) 4分 1鈴、5分 2鈴、6分 連打
12:00	昼食 [議事運営委員会]
12:40	採決 1. 議案第1号、第2号、第5号 2. 議案第4号、第3号 議案第4号 監事選任の件(立候補者による所信表明等) 議案第3号 理事選任の件 (投票 ①議場閉鎖・点呼・選挙立会人指名、②投票・集計・投票結果の報告)
14:55	閉会の辞
15:00	◎15:00～15:10:理事会 [次期の正副会長、常務理事等の選定]
15:30	◎15:10～15:30:理事会報告会 [新会長挨拶、副会長、常務理事等の紹介]

注) 一般質問は1ブロック1名とし、質問要旨は所属ブロック議事運営委員を通じて、第1日散会時までに議長へご提出下さい(質問項目は1項目厳守)。また、決議文採択等の動議提出も同様にご提出下さい。なお、修正動議については(公社)日本薬剤師会総会運営規則第34の規定により、「第31条の報告、又は討論終結の宣告が終わったときは、代議員は修正の動議を提出することができる。」とされています。